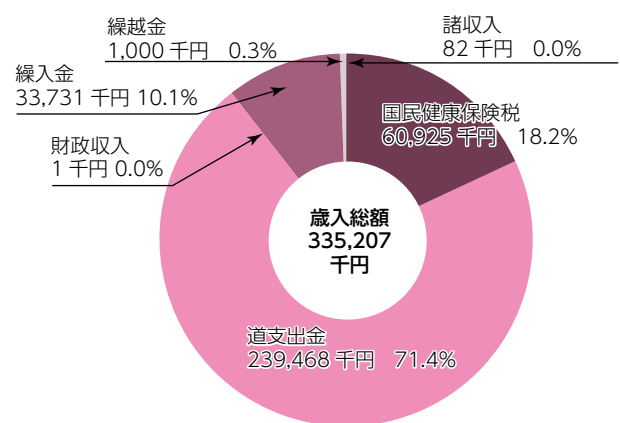
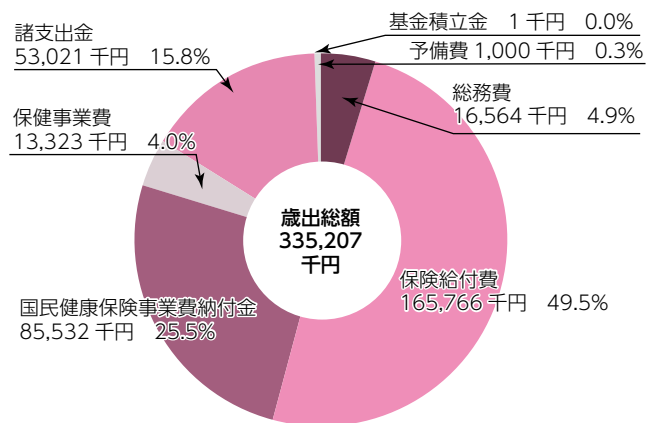


(4) 令和7年度幌延町国民健康保険特別会計当初予算の状況



国民健康保険制度の財政は、被保険者の医療給付などにかかる費用を、国・北海道から交付される補助金などと、被保険者の方が納めた保険税により運営しています。

国民健康保険の被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせおよび各種医療受給者証の更新について

現在使用されております国民健康保険の被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせおよび各種医療費受給者証は**令和7年7月31日まで**が有効期限となっております。つきましては、下記期間において更新手続きを実施いたします。

また、各種医療受給者証をお持ちの方には、更新の案内文書を送付いたしますので、下記期間に申請をお願いいたします。

●日程・更新場所

7月4日(金)～31日(木)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方【役場住民生活課生活環境係 窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方【問寒別出張所】

●更新の対象となるもの

- ・国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ※
- ・重度心身障害者医療費受給者証（緑色）
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証（黄色）
- ・こども医療費受給者証（白色）

●お持ちいただくもの

≪国民健康保険被保険者証を更新される方≫

- ・国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ※
- ・就学のため町外にお住まいの方については、在学証明書または身分証明書（学生証）の写し

≪各種医療費受給者証を更新される方≫

- ・受給される方の被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ（前回更新時から保険が変更になっている場合のみ必要）
- ・高校生以上の受給者については、在学証明書または身分証明書（学生証）の写し

※令和6年12月2日以降に新規発行および更新を行っていない場合は、国民健康保険被保険者証

●その他

- ・マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方には資格確認書、保険証利用登録をしている方には資格情報のお知らせを交付します。
- ・マイナンバーカードで医療機関を受診する際は、事前に保険証利用登録が必要になりますのでマイナポータル、医療機関または役場住民生活課窓口にて、登録手続きをお願いします。



お問い合わせ先:住民生活課 生活環境係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812